

意見聴取事項

岡山県環境への負荷の低減に
関する条例の一部改正（案）

平成27年10月

岡山県

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正（案）の概要

改正の理由

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（以下「条例」という。）に基づく土壌及び地下水の汚染に関する規制について、有害物質取扱事業所の設置者の事務負担の軽減を図るため、土壌汚染対策法（以下「土対法」という。）第3条第1項、第4条第2項又は第5条第1項の規定による報告等があったときは、当該報告等に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について条例第65条第1項の汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行う必要がある。

改正の概要

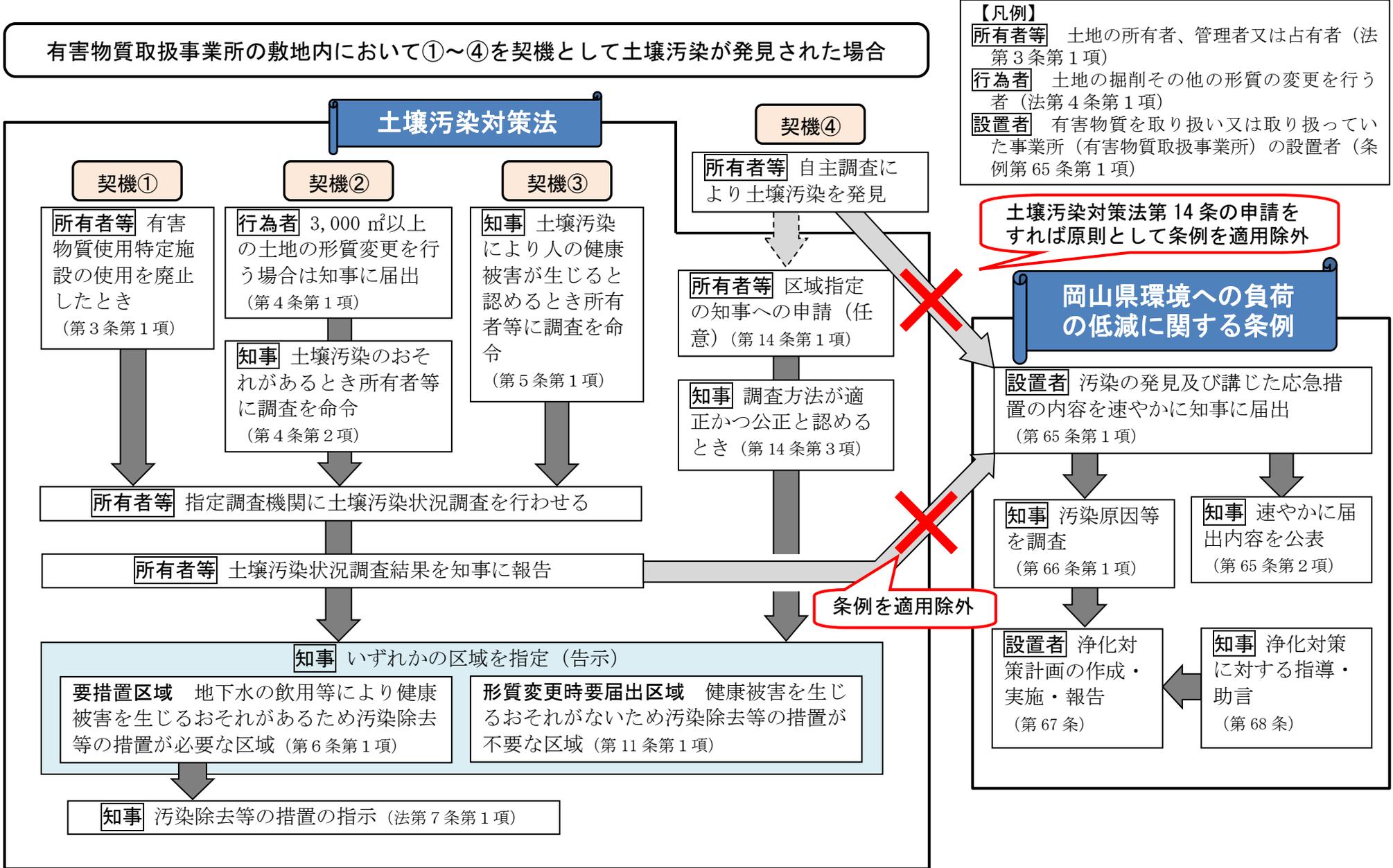
1 「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」の一部改正

- (1) 知事に土対法第14条第1項の規定による区域指定の申請があったときは、当該申請に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、当該申請がされてから当該申請に対する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、条例第67条第1項の浄化対策計画等に関する規定を適用しないこととする。
- (2) 知事に土対法第3条第1項、第4条第2項若しくは第5条第1項の規定による報告があったとき又は(1)の公示があったときは、当該報告又は公示に係る土地の土壌の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、条例第65条第1項の規定による汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする。

2 施行期日

公布の日から施行する。

土壌汚染対策法と岡山県環境への負荷の低減に関する条例の適用関係の整理



岡山県環境への負荷の低減に関する条例の一部を改正する条例

岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第六十八条の二 知事に土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、当該申請がされてから当該申請に対する同法第十六条第一項に規定する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、前二条の規定は、適用しない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告又は公示に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、第六十五条から前条までの規定は、適用しない。

一 知事に土壤汚染対策法第三条第一項、第四条第二項又は第五条第一項の規定による報告があつたとき。

二 前項の公示があつたとき。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第六十八条の二の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請又は報告に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について適用する。

提案理由

土壤及び地下水の汚染に関する規制に係る有害物質取扱事業所の設置者の事務負担の軽減を図るため、土壤汚染対策法に基づく報告等があつたときは、当該報告等に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染について汚染の発見時の届出等に関する規定を適用しないこととする等所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(適用除外)</p> <p>第六十八条の二 知事に土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十四条第一項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、当該申請がされてから当該申請に対する同法第十六条第一項に規定する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、前二条の規定は、適用しない。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告又は公示に係る土地の土壤の汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染については、第六十条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>一 知事に土壤汚染対策法第三条第一項、第四条第二項又は第五条第一項の規定による報告があつたとき。</p> <p>二 前項の公示があつたとき。</p>	

条例上の規制及びそれに代替し得る土壤汚染対策法上の規制

岡山県環境への負荷の低減に関する条例	条例の趣旨	土壤汚染対策法			
		契機①	契機②	契機③	契機④
汚染の発見時は速やかに届出（第65条第1項）	環境省告示で示された測定方法によって測定した結果が基準値を超える汚染（＝土壤汚染状況調査に匹敵する測定方法により検出された汚染）の存在を知事が覚知する	特定施設の廃止の届出（水質汚濁防止法第10条） ＝土壤汚染の可能性を把握 ↓ 特定有害物質の製造等を行っていた場合、その土地の所有者等は土壤汚染状況調査の実施・結果報告義務を負う。（第3条第1項）	3,000㎡以上の土地の形質変更を行う旨の届出（第4条第1項） ↓ 土壤汚染のおそれがあると認めた場合、その土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施・結果報告を命ずる。（第4条第2項）	人の健康に被害が生ずるおそれがある汚染があると認める土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施・結果報告を命ずる。（第5条第1項）	土地所有者等が自主調査した結果、汚染があった。 ↓ 要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を申請（第14条第1項） ↓ 土地所有者の自主調査が公正かつ環境省令で定める方法により行われたものである場合は、区域指定を行う。（第14条第3項） <u>※条例第65条第1項の規定の代替はできない。</u>
応急措置の内容を速やかに届出（第65条第1項）	応急措置の内容を確認	報告徴収・立入検査（第54条第1項）			<u>※条例第65条第1項の規定の代替はできない。</u>
届出内容を速やかに公表・通知（第65条第2項）	周辺住民等に汚染を周知	要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を公示（第6条第2項、第11条第3項） 汚染の状況を適切に提供するように努める（第61条第1項）→区域の指定前であっても公表を行う。（公表指針）			汚染の状況を適切に提供するように努める（第61条第1項）
汚染の原因等の調査（第66条第1項）	届出のあった有害物質について、事業所と汚染との間の因果関係の有無を調査	土壤汚染状況調査において、土地の利用の状況、特定有害物質の製造等の状況等についても調査する。（土壤汚染対策法施行規則第3条）＝汚染の原因の調査			<u>※条例第66条第1項の規定の代替はできない。</u>
浄化対策計画の作成・報告（第67条第1項）	対策（汚染の拡大の防止及び浄化）の実行	【要措置区域】 汚染の除去等の措置を指示（第7条第1項） ＝汚染の拡大の防止及び浄化	【形質変更時要届出区域】 土地の形質変更を行う際は事前届出が必要（第12条第1項） ＝土地の形質変更時の汚染の拡大の防止 ※周辺に飲用の井戸がないなど健康被害のおそれがないことを確認し区域指定しているため、浄化（汚染の除去等）は求めない。		
浄化対策の完了報告（第67条第2項）	対策の実行完了を確認	【要措置区域】 措置の指示（第7条第1項）の完了後に報告徴収又は立入検査により確認する。（第54条第1項）	【形質変更時要届出区域】 届出のあった土地の形質変更を行った後に報告徴収又は立入検査により確認する。（第54条第1項）		
指導・助言（第68条）	対策の実効性確保	【要措置区域】 指示した措置を講じない場合、措置命令を行う。（第7条第4項）	【形質変更時要届出区域】 土地の形質変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しない場合、施行方法の変更命令を行う。（第12条第4項）		